

きめ細かな普及啓発と環境にやさしい技術・製品の開発・利用を進めます。

1. 環境にやさしいライフスタイル やビジネススタイルへの転換

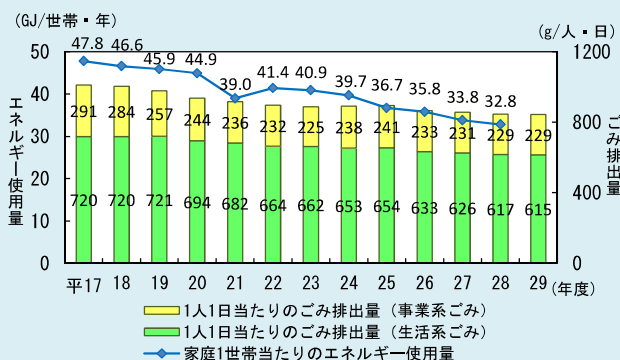
現況

社会・経済活動の拡大や質の向上により、日常生活や事業活動による環境への負荷が増大してきたことから、本県では、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進しています。

日常生活においては、買い物時のレジ袋の無料配布を中止するなどの取組を進め、マイバッグ持参率は89.4%（平成31年（2019年）3月）まで向上し、身近な環境配慮行動として、多くの県民に実践されています。

また、家庭1世帯あたりのエネルギー使用量や県民1人当たりのごみ排出量はともに減少傾向にあり、環境配慮行動の成果が現れていると考えられます（図2-1）。

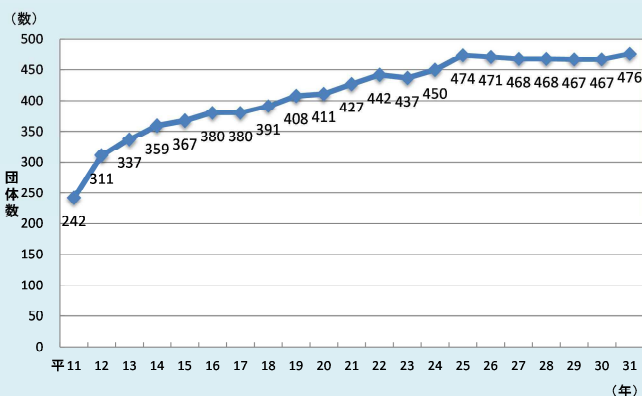
図2-1 家庭1世帯あたりのエネルギー使用量、
1人1日当たりのごみ排出量



※外国人人口を含まない数値です。外国人人口を含んだ数値については、第4章をご覧ください。

事業活動における環境配慮行動の1つにグリーン購入があります。滋賀グリーン活動ネットワークは、他地域と比べ大きな規模となっていますが、近年会員数は横ばいとなっています（図2-2）。

図2-2 滋賀グリーン活動ネットワークの会員数



課題および今後の取組

環境配慮行動への取組は次第に広がってきましたが、社会全体で環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルが定着することを目指し、さらに行動を促していく必要があります。

そのため、県民や事業者が様々な場面で環境配慮行動に取り組めるよう、きめ細やかな情報提供や普及啓発を進めます。

●環境意識や取組の段階に応じた切れ目のない普及啓発の実施

環境配慮行動は、実施する主体により意識や取組の度合いに段階があるため、各段階に応じた普及啓発を切れ目なく行うことにより取組の全体的な底上げを図ります。

そこで、これから行動する人に対しては、まずは本県の自然環境が持つ価値や魅力を知ってもらい、暮らしとの関わりを通して環境保全の重要性への理解を深めてもらうところから始めるとともに、身近な環境配慮行動を提示します。一方、既に行動している人に対しては、行動の数を増やしていく、環境家計簿で自己チェックや改善ができるようになるなど、新たな段階の取組を提案します。

●実践と継続につながる効果的な情報提供

環境配慮行動は、生活や事業活動の様々な場面で実践することができ、それらを継続的に実施していくことが重要です。そのため、環境配慮行動の実施が、県民等の実践意欲や継続意欲につながるよう効果的に情報提供を行うことにより、行動をより一層広めることが求められます。

そこで、環境配慮行動による環境保全の効果だけでなく、経済的なメリット等を具体的な取組メニューとあわせて一体的に情報提供することで、県民等が行動の様々な効果を感じながら、より多くの行動を継続して実施し、実践可能なものを選択できるよう支援します。

2. 環境保全と経済発展の両立

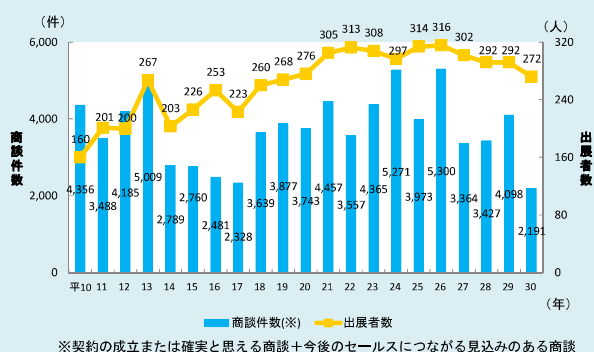
現況

本県の産業界は、環境保全と経済発展の両立に向けて、高い環境意識のもと早くから環境保全対策を進め、優れた技術や経験を蓄積してきました。

平成10年（1998年）から開催している環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」は、出展者数・商談件数とも堅調に推移し、環境ビジネスの拠点となっています（図2-3）。特に近年はエネルギー関連分野や水環境ビジネス分野の出展企業が増えており、本県に集積する電池関連産業をは

はじめとするエネルギー関連産業の強みや、これまでの環境保全のノウハウ等を活かし、低炭素化技術等の環境関連技術の開発促進が期待されます。

図 2-3 びわ湖環境ビジネスメッセの商談件数、出展者数



本県では省エネ製品の生産等を、企業の事業活動を通じた低炭素社会づくりへの「貢献」と捉え、定量的に評価する「貢献量評価」を推進しています。また、本手法に基づき CO₂ 削減に貢献する製品等を「しが発低炭素ブランド」として認定するなど、環境と経済が両立する社会づくりを推進しています。

農業においては、琵琶湖をはじめとする周辺環境へ負荷をかけない「環境こだわり農業」の推進に取り組み、平成 13 年（2001 年）の環境こだわり農産物認証制度の開始以降、取組は拡大しています。

課題および今後の取組

本県の環境関連産業や環境こだわり農業は着実に広がりを見せていますが、産業全体で環境保全の視点を経済活動に埋め込むための取組を一層推進する必要があります。そのため、関連技術や製品等の開発の促進および、製品等の利用促進といった生産と消費の両面での取組を進めます。

●環境配慮製品等の利用促進

環境に配慮した商品・サービスの利用を促進するため、グリーン購入の普及拡大を引き続き図るとともに、商品・サービスの市場化、流通・販売ルートの拡大を推進します。また、環境配慮製品等は、生産過程において、それ以外の製品等と比べて大きな労力やコストがかかり、価格が高くなることがありますが、例えば農作物であれば安全・安心という付加価値があることを啓発するなど、利用者・消費者の理解を促し、利用促進を図ります。

●環境保全技術・製品等の開発促進

本県には、エネルギー関連技術、環境の浄化技術や測定技術など、これまでの環境保全対策にて培われた様々な環境関連技術があることから、国内外の水環境保全への貢献が期待される「水環境ビジネス」をはじめ、これらの技術の活用や製品・サービスの創出、また、関連技術の開発や高度化を促進し、環境関連産業の振興を図ります。

また、環境配慮製品の生産技術の開発や改良、それらの普及に取り組みます。

環境にやさしいライフスタイルの推進

●グリーン購入の推進

<循環社会推進課>

商品の購入やサービスの提供を受ける際に、必要性を十分考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」は、循環型社会の構築に重要な役割を担っています。

本県では、平成 6 年（1994 年）から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。また、平成 14 年（2002 年）には「グリーン購入法」の施行を踏まえ「グリーン購入基本方針」を定めています。

さらに、一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークを支援するなど、県内のグリーン購入の普及促進に取り組んでいます。同法人の会員数は、企業 387、行政 21、団体 68（平成 31 年（2019 年）8 月 5 日現在）となっています。

●消費者教育の推進

<県民活動生活課>

消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつけることができるよう、ライフステージや消費者の特性等に応じた消費者教育に取り組んでいます。

特に、人や社会・地域・環境に配慮したものやサービスを選択する「エシカル消費」に取り組むことは、環境問題等の解決につながります。「エシカル消費」を実践していただくため、消費生活フェスタ等において、エシカルな商品の紹介や、遊んで学べる「エシカルすごろく」を実施しています。普段の買い物に「どこで作られたのか」「環境にやさしいか」といったエシカルな目線を加えてみてください。

●「おいしが うれしが」キャンペーンの推進

<食のブランド推進課>

「おいしが うれしが」

キャンペーンは、消費者の皆さんが県産農畜水産物やその加工品を知り、消費する機会を増やすことによって、滋賀の食材や食文化の豊かさ

を実感いただく「地産地消」を推進する運動です。

食べた人が「おいしい！」と言えば、提供した人が「うれしい！」と応える。会話がはずみコミュニケーションが図れる滋賀らしい地産地消を進めています。

また、地産地消は、消費者に鮮度の良い食材を届けることができるのも魅力です。

平成 30 年度末で約 1700 店舗となり、ますます取組の輪が広がっています。詳しくは、ホームページ（<http://shigaquo.jp/oishiga/>）をご覧ください。



ロゴマーク

●食品ロスと買い物ごみ削減の推進

<循環社会推進課>

食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、買い物や調理時の工夫、料理の食べきりなどの普及啓発に取り組んでいます。

事業者、団体および行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」では、食品ロスの削減に取り組む飲食店・宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、店舗情報や取組内容を県ホームページ上で紹介しています。

また、買い物に伴って生じるごみの減量・資源化の推進にも取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結しています。



環境にやさしい
買い物キャンペーン

トピックス

琵琶湖におけるマイクロプラスチックと湖底のプラスチックごみ実態把握調査について

《琵琶湖保全再生課》

京都大学での研究等により、琵琶湖でもマイクロプラスチックが存在していることが分かっています。しかしながら、プラスチックそのものに毒性はなく、マイクロプラスチックによる化学物質の吸着、濃縮の影響について、水質等調査結果に表れていないことから、現時点において人への健康影響は考えられず、生態系への影響も認められません。そのため、今の琵琶湖はマイクロプラスチックによる差し迫った危機にはないと考えています。

マイクロプラスチックについては生態系への影響など未だ不明な点が多いことから、県では研究者等と連携し、最新の知見・情報の収集を行っていきます。

また、令和元年6月には、赤野井湾再生プロジェクト主催の「びわこ湖底ごみ回収大作戦」で回収した琵琶湖の湖底ごみ（プラスチックごみ）の実態把握調査を行いました。

この調査結果等も参考にしながら、マイクロプラスチックの発生要因の一つとして考えられる「プラスチックごみ」の発生抑制の対策や取組をより一層強化していきます。



●省エネ・節電提案会、うちエコ診断の実施

<温暖化対策課>

家庭におけるCO₂排出削減を促進するため、節電対策に関する一般相談やパネル・実験器具を用いた啓発等を行う「省エネ・節電提案会」を県内各地で開催



うちエコ診断実施状況

しています。この提案会等においては、うちエコ診断士が各家庭のエネルギー消費状況やCO₂排出状況を分析し、各家庭の状況に応じたきめ細かなCO₂削減対策を提案する、「うちエコ診断」を実施しており、平成30年度は157件診断しました。

●エコ交通の推進

<交通戦略課>

マイカー中心の交通体系から人にも環境にもやさしい公共交通機関利用へのシフトを図るため、鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に乗らなくても県内を移動することができる交通体系「エコ交通」の環境整備を推進します。

地域の特色を活かした公共交通機関の利用促進として地域のイベントと連携した鉄道誘客や、公共交通機関を活用したモデルコースの情報発信、交通事業者と関係団体が連携して取り組むエコ交通啓発事業の支援を行うとともに、事業所単位で認証取得できる「エコ通勤優良事業所認証制度」の取組を進めています。

■自転車利用促進

人にも環境にもやさしい自転車の利用を推進するため、官民で構成する協議会を設置し、自転車の魅力を高め、利用しやすい環境の検討を行うとともに、自転車の利用促進や安全利用の啓発、情報の発信などに取り組んでいます。

●にぎわいのまちづくり総合支援事業

<中小企業支援課>

地域コミュニティの核である商店街のにぎわいを創出する事業を補助し、持続可能でにぎわいと魅力あふれるまちづくりを進めています。地域課題の解決のために商店街等が取り組む、地産地消や自転車利用拡大につながる事業、低炭素社会実現に向けてのイベント等も支援しています。

●滋賀らしい環境こだわり住宅の普及促進

<住宅課>

環境問題の解決に向けて、住宅分野においても環境への負荷を低減する取組が求められています。

本県では、県産木材や地場産の素材などを使用した良質な木造軸組住宅を「滋賀らしい環境こだわり住宅」と位置づけ、平成19年（2007年）3月にその整備指針を公表するなどして普及に取り組んでいます。平成20年（2008年）12月には、「滋賀らしい環境こだわり住宅」のづくり手となる設計者、施工者、木材供給者で構成されるネットワ

ークグループの登録制度がスタートし、令和元年（2019 年）7 月末時点7グループが登録されています。

この登録制度を実施している「湖国すまい・まちづくり推進協議会」では、環境こだわり住宅や登録グループに関する情報をホームページで紹介するなど、県民の皆さんへの普及に努めています。

●森林資源の循環利用の促進

<森林政策課>

■木質バイオマス資源の協働生産の体制整備 （木の駅プロジェクト推奨事業）

間伐等の森林整備が行き届かず、森林の多面的機能が低下することが危惧されています。

また、伐倒された間伐材も、採算性の問題などから、その7割近くが利用されず林内に放置されており森林資源の循環利用と地球温暖化対策という観点からも問題となっています。

そこで滋賀県では、未利用材の有効活用を拡大させるため平成 27 年度から琵琶湖森林づくり県民税を活用し、「木の駅プロジェクト推奨事業」を展開しています。

これにより、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消、人口減少が著しい山村地域における森林所有者の所得向上や新たな担い手の確保などを目指しています。

■薪ストーブ等の導入支援

（木質バイオマス利活用促進業）

森林の保全だけでなく、地球温暖化の防止のためには、森林から生産された薪などの木材を有効に利用することが大切です。

これらを私たちの生活の中で無駄なく使い、木質バイオマスエネルギーの地産地消を図るため、薪ストーブやペレットストーブを県内の住宅や事業所などに設置される際の購入経費を助成し、平成30年度は、59台の機器の導入を支援しました。



薪ストーブ

■県産材（びわ湖材）の利用促進

（木の香る淡海の家推進事業）

地球温暖化防止の観点から、木材が持つ二酸化炭素の固定機能が重視されており、輸送にともなう二酸化炭素の負荷削減も含め、地域で生産された木材を地域で使うことが重要です。

このため、「びわ湖材（※）」を利用した木造住宅の新設等を支援し、県産木材に



びわ湖材を使用した住宅

対する理解を深めていただくとともに、木材の地産地消を推進しています。平成30年度は、木造住宅の新設125戸と内装木質化2戸を支援しました。

※びわ湖材とは、合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を滋賀県内で加工した製材品等の木材です。

■木製品の導入支援

県民のみなさんがびわ湖材で作った木製品に触れる機会を提供することにより、森林の重要性や木材の良さを啓発するとともに、木材の地産地消とびわ湖材の普及を図るため、「びわ湖材利用促進事業」を実施しています。

この事業では、小中学校に木製の学習机と椅子を導入するとともに、保育園や幼稚園、社会福祉法人などが整備した老人ホームや福祉施設等、公共性が高く多くの人が利用する施設に、びわ湖材を使用した木製品の導入を推進しています。



東近江市あかね幼稚園

●県産木材の利用促進

<森林政策課>

本県の森林から生産された木材を県内で加工や利用する地産地消の推進は、地域の雇用の促進をはじめ林業や木材産業の振興に貢献します。

このため、環境に配慮しながら主伐や再造林に取組、生産力拡大と森林資源の循環利用を促進するとともに、需要に対応した加工・流通体制の整備と本県の物流の強みを活かした県産材の販路拡大や県内での需要の創出を図ることとしています。



多賀町中央公民館

■生産体制の整備

本県の素材生産量は増加傾向にあるものの、大口需要者のニーズに応じたロットの確保や品質の安定化に対応するため、素材生産を一層拡大していく必要があります。

そのため、県では集約化施業や高性能林業機械の導入など低コスト施業の推進を行うとともに、森林施業プランナー研修を実施するなど人材育成を行っています。

また、滋賀県森林組合連合会と森林組合で組織する「木材流通センター運営委員会」では、山工場での搬出状況をIT 端末活用によりリアルタイムで把握し、「森林組合等ネットワークシステム」により集荷情報等を一元的に管理するなど、素材の安定供給に向けた取組を進めています。

県ではこれらの取組に対しても支援を行うことで県産材の生産体制の整備を推進しています。



高性能林業機械（ハーベスタ）

■流通体制の整備（木材安定供給体制の強化）

生産された原木は、規格・品質に応じて、木材流通センター等の中間土場で仕分けられ、製材、合板、集成材、チップなどの用途別に出荷されます。



大規模工場への運搬

このため、森林組合等が生産する原木を集約販売するため、木材流通センターが、大口需要者である県内外の製材工場への販路拡大や価格交渉を行い、木材の安定供給取引を締結し、県産材を計画的・安定的に供給しています。また、出荷にあたっては、出荷量の取りまとめや需給調整を行う高度な専門性を持った木材流通コーディネータの設置を支援しています。また、木材流通センターを通じた木材販売に取り組む森林組合等に対し、出荷協定に基づく出荷量に応じた支援を行うとともに、木材の需要動向を把握し、効率的な物流を行うため、木材流通センターに対し支援を行い、県産材の安定供給体制の強化をさらに推進することとしています。

環境と調和する経済活動の推進

●琵琶湖の保全の取組を生かしたビジネス展開

＜商工政策課＞

本県は、琵琶湖という大きな閉鎖性水域の保全に取り組みながら、経済発展を遂げてきた地域です。その中で産学官民に蓄積されてきた琵琶湖保全の技術・ノウハウを生かして、水環境ビジネスを推進するために、平成 25 年（2013 年）3 月に「しが水環境ビジネス推進フォーラム」（令和元年（2019 年）7 月現在 181 企業・団体が参画）を設立しました。

このフォーラムを通じて、水環境ビジネスに関する情報の発信や国内外に向けた PR、企業同士のマッチングの機会の提供、企業の実現可能性調査や実証試験への補助金などにより、ビジネスプロジェクトの創出・展開を図っています。

特に、ベトナム、台湾、中国、香港の政府関係機関などとは環境・経済分野での交流を促進するべく覚書を締結しており、これらのネットワークを活かして企業の海外展開を支援しています。

こうした取組を足がかりとして、水環境関連の企業や研究機関、技術や情報等が一層集積した、自立的に水環境ビジネスが推進される「滋賀ウォーターバレー」を目指しています。



環境見本市への出展（香港）



水環境改善プロジェクト（ベトナム）

●びわ湖環境ビジネスメッセの開催

＜モノづくり振興課＞

びわ湖環境ビジネスメッセは、「環境と経済の両立」を基本理念に掲げ、持続可能な経済社会を目指し、環境産業の育成振興を図るため、環境に調和した最新の製品・技術・サービスなどを一堂に展示する環境産業総合見本市です。21 回目の開催となる平成 30 年度は、10 月 17 日から 19 日まで長浜バイオ大学ドームで開催しました。



●低炭素社会づくりへの製品等を通じた貢献量評価の推進

＜温暖化対策課＞

低炭素社会づくりには、節電や省エネ行動の広がりはもちろんですが、本県ではそれらの取組を支える省エネ製品の開発、環境配慮型のサービスの提供も重要との考え方から、企業の事業活動を通じた低炭素社会づくりへの貢献を定量的に評価する「貢献量評価」を推進しています。

「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」の事業者行動報告書では、平成 30 年度に 149 件の貢献取組について報告がありました。そのうち年間の CO₂ 削減量として換算が可能な 21 件についての貢献量（県内の事業所が、温室効果ガス排出削減に貢献した量）を試算（※）すると、およそ 164 万 t-CO₂、県域の温室効果ガス排出量の約 13% に相当する値となりました。

平成 30 年度からは、CO₂ 削減に貢献する優良な製品やサービス等を「しが発低炭素ブランド」として認定し情報発信を行うことで、社会全体での CO₂ 削減に大きく貢献する優れた製品等の社会への普及を後押ししています。



※記載をもとに換算可能な取組のみを算定したものであり、本県産業全体に拡大推計したものではありません。また、結果は実態と比較して過大評価・過小評価のどちらの可能性もありうるものです。

●貢献量評価に基づく「しが発低炭素ブランド認定」

＜温暖化対策課＞

しが発低炭素ブランドは、将来の低炭素社会を支える製品等の開発と普及が、より一層促進されることを期待して平成 30 年度より募集を開始しました。低炭素社会づくりに貢献する各社の技術が駆使された 5 製品を第 1 回低炭素ブランドとして認定しました。

◆平成 30 年度しが発低炭素ブランド

- ・太陽光照明システム「スカイライトチューブ」(株式会社井之商)
- ・無駄開き抑制自動ドアセンサー「e スムースセンサー」(オブテックス株式会社)
- ・ナチュラルチャー(吸収冷温水機)「エフィシオンZ型」(川重冷熱工業株式会社)
- ・LED 照明用プリント基板(シライ電子工業株式会社)
- ・木質加熱アスファルト舗装「ハーモニーロードウッド」(田中建材株式会社)



ブランドロゴマーク
『滋賀から低炭素社会の花を咲かせよう』

●滋賀エコ・エコノミー推進事業 <温暖化対策課>

環境と経済が両立した環境成長経済の実現に向けて、本県経済界と本県が協働して、平成 19 年度より「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」に取り組んできました。

このプロジェクトでは、県内企業等からの資金の任意拠出により「しが炭素基金」(最終 196 者(社)が拠出)を創設し、低炭素社会を形成していく事業を促進してきました。「しが炭素基金」による取組は、平成 26 年(2014 年)4月に公益財団法人淡海環境保全財団へ引き継がれ、滋賀エコ・エコノミー推進事業として、同財団が中心となり取り組んでいます。

平成 30 年度も、セミナーの開催や出前講座のほか、温室効果ガス排出削減に貢献する製品・サービスを生み出す事業活動を行った 3 事業所に対して滋賀県低炭素社会づくり賞(低炭素化事業部門)の表彰を行いました。

◆平成 30 年度受賞事業所(50 音順)

- ・草津電機株式会社(草津市)
- ・滋賀バイオマス株式会社(栗東市)
- ・大湖産業株式会社(東近江市)

●滋賀応援寄附の推進

<企画調整課>

ふるさと「滋賀県」を応援したい方の思いに応えるため、「滋賀応援基金条例」を制定し、寄附の促進に努めています。いただいた寄附は、琵琶湖の環境保全などに活用しています。

トピックス

「やまの健康」推進プロジェクト始めました

<森林政策課>

「やまの健康」とは、農山村の魅力的な地域資源を活かしたモノ・サービスを皆さんの暮らしと結びつけることで、滋賀の豊かな暮らしを実現しようとするプロジェクトです。令和元年度は、農山村の価値や魅力に焦点をあてた取組(令和元年度モデル地域：大津市葛川地域、米原市伊吹地域)への活動支援を行うとともに、「やまの健康」推進プロジェクトが、県民の皆さんと共に取り組む大きなムーブメントになるよう、(仮称)「やまの健康」構想を策定します。



●環境こだわり農業の推進

<食のブランド推進課>

■環境こだわり農業の普及拡大

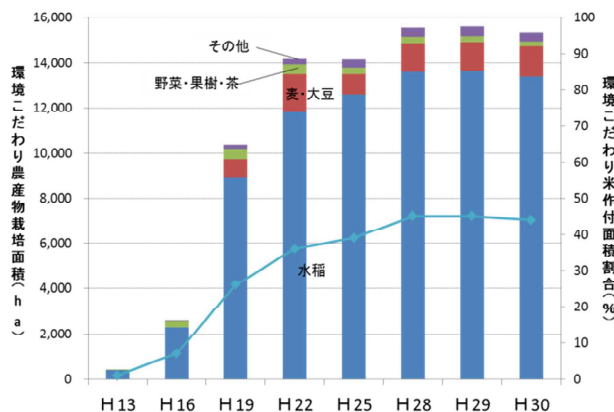
平成 15 年(2003 年)に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定め、平成 16 年度からは、県や国の支援制度により、環境こだわり農業に取り組む農業者に経済的支援を行ってきました。

平成 30 年度には、環境こだわり農産物栽培面積は 15,335ha に達し、このうち水稲では作付面積の 44%で取り組まれるまで拡大しました。面積の拡大に伴い、県内の化学合成農薬の使用量は平成 12 年(2000 年)と比べ、約 4 割減少しています。

引き続き、環境こだわり農業が本県農業のスタンダードとして定着し、継続されるよう推進していきます。



◆環境こだわり農産物栽培面積



※環境こだわり農産物栽培面積：生産計画認定時の面積

■環境こだわり農産物の流通拡大

環境こだわり農業の一層の拡大のためには、環境こだわり農産物が広く利用・購入される必要があります。

消費者に積極的に環境こだわり農産物を選んで買っていただくために、環境こだわり米こしひかりの新パッケージを周知するTVコマーシャルを放映し、県内のみならず、京阪神の消費者へのPRも行っています。



みずかがみ

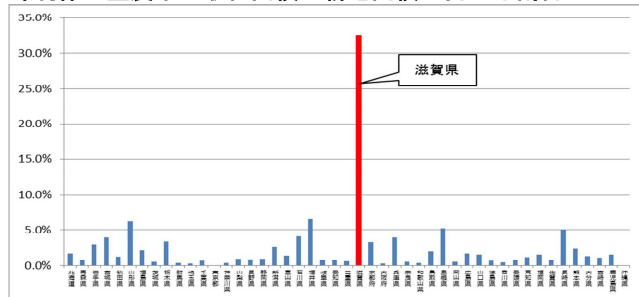


環境こだわり米こしひかり

■「日本一」の取組

これまでの取組の結果、環境保全型農業直接支払の取組面積は 14,459ha(H30)で、耕地面積の35%を占め、取組面積の割合で全国1位です。

◆環境保全型農業の取組面積が耕地面積に占める割合



●世代をつなぐ農村まるとと保全向上対策

＜農村振興課＞

農地や水路などの農村の地域資源は、農業生産だけでなく農村地域の豊かな自然環境や美しい景観を形成するなどの多面的機能を有しています。しかし、近年の過疎化・高齢化などに伴う集落機能の低下により、これらの資源の適切な保安全管理が困難になってきています。

このため、農村の地域資源や豊かな生態系、美しい農村景観などを保全するために地域が主体となって取り組む共同活動や、老朽化した農業用施設の補修・更新等の活動に対して支援する「世代をつなぐ農村まるとと保全向上対策」を平成19年度から推進しています。

平成30年度は、728の活動組織により、36,633haの農地を対象に活動が行われ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮が図られています。

●農村地域住民活動支援事業

＜農村振興課＞

豊かな田園空間や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、農業者だけでなく非農業者を含めた農村地域住民と行政などとのパートナーシップによる農村環境保全活動の推進が必要です。

そのため、活動に取り組む地域リーダーの育成、活動組織等への専門家の紹介などを行っています。

トピックス

祝

琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業が「日本農業遺産」に！

さらに、「世界農業遺産」の候補地にも選ばれました！

琵琶湖の伝統漁業や、琵琶湖から魚が産卵にやってくる「魚のゆりかご水田」、水環境や生態系の保全に寄与する環境こだわり農業や水源林保全など、滋賀の風土と歴史の中で生み出されてきた「琵琶湖と共生する農林水産業」が、「琵琶湖システム」として平成31年（2019年）2月に「日本農業遺産」に認定され、さらに「世界農業遺産」の候補地に選ばれました。

生産者、消費者、研究者、企業、自治体等がともに手を携え、「琵琶湖と共生する農林水産業」の価値を国内外に発信しながら、持続可能性の向上に向け、地域の皆さんとともに「世界農業遺産」の認定を目指しています。

「琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業システム」のイメージ



世界農業遺産(GIAHS)とは…

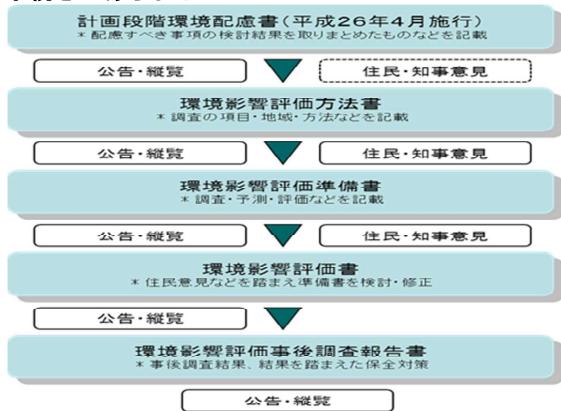
・伝統的で持続的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要なシステムを、国連食糧農業機関(FAO)が認定する仕組みです。日本農業遺産は、農林水産省が認定する国内版の制度です。

●環境影響評価制度

<環境政策課>

大規模な開発事業などが環境に与える影響について、事業者自らが大気質、騒音、水質、生態系、文化財などの項目ごとにあらかじめ調査・予測・評価を行い、環境配慮を図る制度です。

◆手続きのあらまし



事業者は、法や条例で定める配慮書、方法書、準備書などの各段階で公告・縦覧などにより情報を公開し、提出された意見を踏まえ、環境に配慮して事業を進めます。

法や条例の制定前のものも含め、平成30年度までに81件の事業について手続きが実施されました。そのうち平成30年度には2件の手続きが開始され、1件の配慮書に対して知事意見を述べました。

湖国の景観・文化遺産の保全

●風景条例に基づく景観施策

<都市計画課>

琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある風景を守り育てるため、昭和59年に「風景条例」を制定し、建築物等の景観誘導や、住民主体の景観まちづくりを支援する近隣景観形成協定制の推進等に取り組んできました。平成16年の「景観法」制定以降、景観行政団体へ移行した13市では、県条例の理念・施策をベースに、各地域の状況に合わせたよりきめ細やかな景観施策が展開されています。

また平成21年には「滋賀県景観行政団体協議会」を設立し、広域的景観や歴史的街道景観の形成に向けて、県内の景観行政団体が連携して取り組んでいます。

●文化的景観の保護と活用

<文化財保護課>

滋賀県には人々の営みと琵琶湖の織りなす美しい景観が現在まで残っています。このような景観は「文化的景観」と呼ばれるもので、その中で特に優れたものは、国が「重要文化的景観」として選定しています。本県では、「近江八幡の水郷」、「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」、「高島市針江・霜降の水辺景観」、「東草野の山村景観」、「菅浦の湖岸集



重要文化的景観
伊庭内湖の農村景観
(東近江市教育委員会提供)

落景観」、「大溝の水辺景観」が選ばれています。また平成30年(2018年)には「伊庭内湖の農村景観」が新たに選定されました。

県では「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」(平成23年(2011年)3月)を作成し、こうした文化的景観を文化財として保護し、活用する取り組みを進めています。

●田園地帯の景観の形成

<農村振興課>

田園地帯においては、農業が営まれることにより、田畑の作物と家並み、その周辺の水辺や里山が一体となった美しい田園景観が形成されています。しかし、過疎化や高齢化により集落機能が低下し、こうした田園景観の維持が困難となるケースが散見されるようになりました。

一方で、県民の健康志向や環境意識の高まりは、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める生活スタイルへと変化し、田園地帯の豊かな自然や美しい景観、伝統、文化などの魅力が再評価されつつあります。

県では県内農地の約7割で取り組まれている「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の中で、草刈や景観形成植物の植栽など、空間的広がりを持った田園地帯の景観形成に対する活動を支援しています。



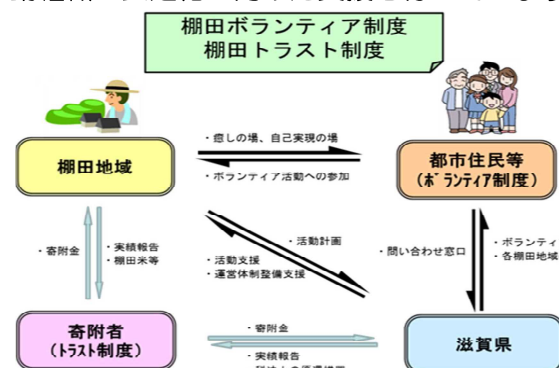
芝桜の植栽(長浜市木之本町杉野)

●棚田保全ネットワーク推進事業

<農村振興課>

棚田は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源かん養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的な機能を発揮しています。しかし、過疎・高齢化や農家の減少、獣害の発生などにより、耕作されない棚田が年々増えているため、平成16年度より、「棚田ボランティア制度」を導入し、地域住民と都市住民とが協働で行う保全活動を支援しています。

現在は、県内10地区でボランティアを受け入れの保全活動が実施されており、平成30年度は延べ279人の参加がありました。また、平成21年度より「棚田トラスト制度」を導入し、活動を応援して下さる企業や個人などから寄附金を募り、活動組織の安定化に向けた支援を行っています。



●沿道景観の創造

<道路課>

道路は、単に人や車が通行するだけでなく生活環境空間としての役割を持ち、美しい景観を構成する重要な要素のひとつです。特に、うるおいやすらぎを提供する道路の緑化を適切な維持管理のもとで進めていくことが重要です。

本県では、地域住民や企業と協働して植栽などの維持管理に取り組み、道路への愛着心を育みながら、美しい景観づくりを推進しています。



道路愛護活動事業（長浜市）

●歴史的文化遺産

<文化財課>

本県は、奈良や京都といった古くからの政治や経済、文化の中心地に近く、また交通の要衝としても重要な地域でした。そのため寺院・神社や近代建築等の建造物、仏像や絵画等の美術工芸品、民具や祭礼等の民俗文化財、遺跡や庭園等の史跡名勝天然記念物、文化的景観などの優れた文化財が数多く残されています。

県では、「滋賀県文化財保護条例」に基づき、これらの文化財調査・指定（選択）・保存修理・公開・教育普及などに取り組んでいます。



県指定有形文化財
阿自岐神社本殿
保存修理工事現場公開

◆県指定（選定）文化財の件数（令和元年8月現在）

425 件

◆登録有形文化財の件数（令和元8月現在）

430 件

●ふるさと文化財の森

<文化財保護課>

国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには、木材や檜皮、茅、葎、漆などの資材の確保とこれに関する技能者の育成が必要です。文化庁は、修理に必要な資材の供給地および研修地を「ふるさと文化財の森」として平成18年度から設定しています。

本県では、平成31年(2019年)3月20日に東近江市所在の「乾徳禅寺境内林」が県内で34箇所目の「ふるさと文化財の森」として設定されました。檜皮葺屋根の材料供給地としては、「瓦屋禅寺境内林」に次いで2箇所目の設定地となります。今後文化財建造物の保存のために必要な檜皮の安定的な

確保とともに、これらの資材に関する普及啓発活動の展開が期待されます。

なお、本県では近江八幡市所在の「西の湖近江八幡葎生産組合葎地」、「西の湖佐々木土地葎地」の2地区が葎葺屋根の材料供給地として設定されています。



檜皮採取の様子



トピックス 文化財かるた作成・活用事業

<文化財保護課>

湖国の景観や文化遺産の価値を発見し、継承するためには、県民の一人一人が景観や文化的遺産を体感することが重要です。この一人一人の体感の機会を提供するために始めた事業が「文化財かるた作成・活用事業」です。

事業では、一般の部と小中学生の部の二つのカテゴリーに分けて、広く県民の皆様から「読み句」と「絵札」の募集を行いました。自分が大切と思う風景や文化遺産を「忘れられないフレーズ」として表現し、このフレーズによって喚起させられる風景を、また別の人が、「絵画（絵札）」として再現する、この体感の連鎖に加え、「かるた」で遊ぶ体験が加わることで、湖国の景観と文化遺産の定着を狙った事業です。